

令和5年12月18日

職員の懲戒処分について

今般の不同意わいせつ等の非違行為を起こした本市職員の懲戒処分に対する市長コメントを次のとおり発表します。

【市長コメント】

このたび、本市職員が起こした非違行為について、被害を受けられた方に対しまして心からお詫び申し上げます。また、市民の皆様に対しましても、市政への信頼を著しく失墜させましたことを深くお詫び申し上げます。

今回の行為は、刑事法規に抵触する内容であり、全体の奉仕者である公務員としてあるまじき非違行為であることから、当該職員を懲戒免職としました。

今回の事案を厳粛に受け止め、服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図るとともに、市民の皆様の市政に対する信頼回復に職員一丸となって全身全霊で取り組んでまいります。

令和5年12月18日

上天草市長 堀江隆臣